

鎌 市 推 号 外
令 和 4 年 6 月 1 0 日

自治会・町会長 各位

市 民 活 動 推 進 課

新型コロナウイルスの対応について(その26)

令和4年6月10日現在の状況について、下記によりお知らせします。

記

○市の公共施設(コミュニティセンター、公民館、学習センター)の利用について

(1)飲食について

【屋内での飲食】

屋内での飲食(水分補給は除く。)については、引き続き、原則として禁止するものとします。ただし、施設管理者が、施設使用の事由等を勘案し、特に認めた場合は施設内での飲食を認めることも可とします。(研修時の昼食等)

【屋外での飲食】

屋外での飲食(飲酒を含む)については、原則として、公益団体や地域活動を行う自治会などが主催するイベントに限り感染防止対策を徹底することを条件に認めるものとします。(市役所駐車場、駅前広場、公園で行われる祭りなどでの飲食)

ただし、児童・生徒が利用する小、中学校運動場などの教育施設における飲食は、その施設の性格に鑑み、飲酒を伴う飲食は、原則として禁止するものとします。

(2)その他制限について

飛沫が飛びやすいカラオケや合唱、密接になりやすいダンス等については、引き続き、感染防止対策を徹底した上で、実施するものとします。

集会所を所有している自治会におかれましても、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を十分に講じた上で、市の公共施設と同様の対応をお願いします。

市民活動推進課

地域振興係 047-445-1252